平成２３年（フ）第３８６号
川崎市宮前区平５丁目９番43号　サンビレッジ三田Ｃ―102
債務者　平山あけみ(旧氏名平山明美・崔明順)
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
川崎市中原区新丸子町715番地　パークサイドパレス205
債務者　森山　禎子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１００７６号
東京都江戸川区松江１丁目９―22
債務者　魚井　由香（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の６　湘南西部２―28―2854
債務者　遠藤　友美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３号
愛知県刈谷市築地町３丁目29番地20　ホーメーマンション402号、旧住所愛知県小牧市間々本町222番地　ステラＡ201
債務者　矢野　リエ（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目25番地の13
債務者　小澤　澄子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
栃木県大田原市浅香２丁目3571番地５　フィールドパーク204号
債務者　三國　　力
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７７６７号
東京都足立区青井３丁目37―31―202
債務者　副田　和孝
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２７号
東京都羽村市五ノ神４丁目11番地29羽村パールハイツ101
債務者　畠山美保子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８６７号
東京都府中市押立町１丁目35番地の１コープ野村府中武蔵野台１―602
債務者　贊田　浩崇
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４９号
青森市大字浜田字豊田358番地　コーポシオヤ101号
債務者　山内　雄介
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
青森県むつ市大畑町二枚橋７番地１
債務者　浜田　俊治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
愛知県西尾市宮町322番地10
債務者　田島　章恵
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１００４７号
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目２―２棟107
債務者　川野　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部